

SAGA2024武雄市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、第78回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）の開催準備業務及び開催期間中（以下「開催期間中等」という。）において、SAGA2024武雄市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定める。

2 契約

保険は、実行委員会が損害保険会社（以下「保険会社」という。）を通じて保険契約を締結する。

3 保険内容

実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入し、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

開催期間中等に第三者に対して損害を与えたことにより、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類に応じて次に掲げるものに分類する。

ア施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場等の施設及び会場内外に設置する看板、仮設物等、実行委員会が所有若しくは管理するものの不備又は運営上の過失から第三者の生命、身体、所有物に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

イ医師等賠償事故

実行委員会が管理運営する救護所等での医療行為及び看護業務に起因して、第三者の生命、身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

ウ生産物賠償事故

実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者の生命、身体に損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

エ受託物賠償事故

実行委員会が借り受けた物を滅失、破損、汚損、紛失等したことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

大会役員、競技会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員、医師、看護師等の国スポ従事者が、開催期間中等に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しく

は宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然の事故により、生命又は身体に生じた事故をいう。

また、一般観覧者においては、実行委員会が管理運営する競技会場エリアにおいて発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた事故をいう。

4 適用除外

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事故については、保険の対象としない。

(1) 損害賠償責任事故

ア故意による事故

イ地震、台風等の天災による事故

ウその他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

ア被保険者の故意による事故

イ地震、台風等の天災による事故

ウ被保険者の疾病、心神喪失による事故

エ被保険者の自殺、犯罪行為による事故

オその他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

(1) 開催期間中等に事故が発生したときは、競技会担当者は速やかに実行委員会に事故報告書を提出する。

(2) 実行委員会は、前項の報告を受理したときは、速やかにその旨を保険契約の相手方に連絡し、所定の手続きを行う。

6 その他

(1) この要項に定めのない事項は、本契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。